

証券コード4008
平成28年6月10日

株 主 各 位

兵庫県加古郡播磨町宮西346番地の1
住友精化株式会社
社長 上田 雄介

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記により開催いたしますから、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。3頁の案内に従って議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区北浜4丁目5番33号 住友ビル 11階

- ・会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意願います。
- ・本年から、株主総会当日に配布しておりましたお土産はとりやめさせていただきます。なにとぞご理解賜りますようお願い申しあげます。

3. 目的事項

報告事項

- (1) 第103期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第103期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役10名選任の件

第2号議案 監査役3名選任の件

第3号議案 株式併合の件

以 上

(お願い) 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- (お知らせ)
- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.sumitomoseika.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ・株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.sumitomoseika.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。

【議決権行使についてのご案内】

1. 議決権行使書郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

2. インターネットによる議決権行使

インターネットにより議決権を行使していただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft®Internet Explorer6.0以上を使用できること。
- ②携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください）。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。また、QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。）

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご登録ください。
- (2) インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合（パソコンと携帯電話で重複してなされた場合を含む）は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

- (3) 議決権行使書郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金、通信事業者への通信料金等は、株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問合せください。よろしくお願いいたします。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル ☎ 0120-652-031(受付時間 9:00～21:00)

<その他のご照会> ☎ 0120-782-031(受付時間 9:00～17:00土日休日を除く)

【議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社（株式会社ICJ）が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、日銀の金融緩和政策や原油価格の下落を背景に、企業業績や雇用環境に改善が見られましたが、個人消費は消費者マインドの悪化などから低調に推移し、また期末にかけて急速な円高傾向となったこともあり、景気回復は総じて力強さを欠く状況となりました。海外経済は、米国は底堅い景気回復が続き、欧州でも構造的な不安定要因を抱えながらも緩やかな回復が見られましたが、中国の成長率鈍化、新興国や資源国の減速が鮮明となり、世界経済の下振れ懸念が高まりました。

このような状況のもとで、当期の当社グループの売上高は870億3百万円（前期比6.1%減）、営業利益は74億4百万円（前期比2.1%増）、経常利益は63億2千9百万円（前期比23.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は40億1千3百万円（前期比27.6%減）と、前期に比べ減収減益となりました。

なお、平成26年3月期より、当社グループの業績をより適切に管理・開示するために、順次、海外連結子会社の会計年度終了日を12月31日から連結会計年度と同じ3月31日に変更していることに伴い、前期には2社、当期には1社が1月1日から翌年3月31日までの15ヶ月間の実績を連結しました。これによる業績への影響は軽微であります。

また、当期より、組織変更に伴い「化学品」事業に属しておりました「工業薬品」を「ガス・エンジニアリング」事業に区分変更しております。

当期の期末配当は、1株につき7.5円とさせていただきます。これにより、中間配当（1株につき7.5円）を含めました当期の年間配当は、1株につき15円となります。

事業別の状況は、次のとおりであります。

【化学品事業】

当事業では、売上高は186億7百万円（前期比4.4%増）、営業利益は25億6千1百万円（前期比65.3%増）と増収増益となりました。これは微粒子ポリマーの販売数量が増加したこと、および原料価格が下落したことによるものであります。

【吸水性樹脂事業】

当事業では、売上高は530億3百万円（前期比10.0%減）、営業利益は40億8千6百万円（前期比15.1%減）と減収減益となりました。これは、当期から姫路の増強設備が稼動し、販売数量は増加しましたが、原油相場の下落による製品価格への下押し圧力と需給環境の緩和を受けて、価格が軟化したことによるものであります。

【ガス・エンジニアリング事業】

当事業では、売上高は153億9千3百万円（前期比3.8%減）、営業利益は7億3千5百万円（前期比18.3%減）と減収減益となりました。これは、エレクトロニクスガスの販売は堅調に推移したものの価格が軟化したこと、および工業薬品の販売が減少したことによるものであります。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は、96億9千万円となりました。当期に建設中の主な設備は、韓国における高吸水性樹脂製造設備（新設）であります。

(3) 資金調達の状況

当期に、社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、日銀の金融緩和政策、政府の経済政策や消費増税の動向、外国為替市場や株式市場の動きが景気に与える影響などに注視が必要であり、先行きは不確かな状況にあります。

海外では、中国をはじめとする新興国や資源国の経済停滞、米国の政策金利引き上げの影響、また地政学的リスクの拡大といった多くのリスク要因を抱えており、世界経済は先行き不透明な状況が続くことが予想されます。

このような状況において当社グループは、今後当社グループが中長期的に目指すべき将来像を定め、それを具体化する経営目標と戦略について、平成29年3月期を初年度とする新たな中長期経営計画「SEIKA GRAND DESIGN 2025 “URUOI”」を策定いたしました。新計画のもと、今後とも持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ってまいります。

事業別の課題および取組みについては次のとおりであります。

【化学品事業】

当事業では、新製品開発を一段と加速していくための研究開発に経営資源をより積極的に投入してまいります。既存製品についても、多様化する顧客ニーズを的確に捉え、新規用途への展開を図ることにより、収益基盤の強化に努めてまいります。

【吸水性樹脂事業】

当事業では、厳しい市場環境のもと、韓国に建設中の新規拠点を計画どおりに完成させ、顧客へのグローバルな供給体制を充実させるとともに、高性能製品の拡販、ならびに継続的な新製品開発とテクニカルサービスにも注力して、顧客との一層の関係強化による拡販を図り、収益基盤の強化に努めてまいります。

【ガス・エンジニアリング事業】

当事業では、エレクトロニクスガスのアジア4拠点の連携強化による拡販と収益力の向上を図ってまいります。エンジニアリングでは、海外案件を含む新規顧客の受注獲得にも積極的に取り組み、収益確保に注力してまいります。

当社グループは、社会との共存共栄を基本方針として化学の分野で世界に通じる独創的な技術を開発し、特色ある、質の高い製品を国内外に供給することにより、社会に貢献してまいります。また、コンプライアンス、内部統制システムの充実、製品の品質維持・向上、環境の保護と安全の確保に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第100期 (平成25年3月期)	第101期 (平成26年3月期)	第102期 (平成27年3月期)	第103期 (平成28年3月期) (当期)
売上高(百万円)	70,591	94,911	92,698	87,003
経常利益(百万円)	4,692	8,815	8,265	6,329
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	3,121	5,656	5,543	4,013
1株当たり当期純利益	45円26銭	82円02銭	80円37銭	58円20銭
純資産(百万円)	38,900	47,866	55,565	56,130
総資産(百万円)	85,594	95,050	104,954	104,576

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第100期 (平成25年3月期)	第101期 (平成26年3月期)	第102期 (平成27年3月期)	第103期 (平成28年3月期) (当期)
売上高(百万円)	51,665	62,950	65,422	64,147
経常利益(百万円)	3,672	7,330	5,961	6,443
当期純利益(百万円)	2,703	5,044	4,097	4,364
1株当たり当期純利益	39円21銭	73円14銭	59円42銭	63円29銭
純資産(百万円)	33,894	38,413	41,920	45,037
総資産(百万円)	77,906	76,163	82,182	83,649

(6) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

事業区分	主要製品
化学品事業	医薬製品、水溶性ポリマー、微粒子ポリマー、機能製品等
吸水性樹脂事業	高吸水性樹脂
ガス・エンジニアリング事業	医療用ガス、ケミカルガス、標準ガス、エレクトロニクスガス、工業薬品、酸素・窒素・水素等のガス発生装置 (P S A方式)、一般化工機等

(7) 主要な事業所 (平成28年3月31日現在)

① 当社

本社	大阪、東京
営業所	大阪、東京
工場	別府工場 (兵庫)、姫路工場、千葉工場
研究所	吸水性樹脂研究所 (兵庫)、機能化学品研究所 (兵庫)、ファインガスシステム研究所 (兵庫)

② 重要な子会社

国内	セイカテクノサービス株式会社 (兵庫) セイカエンジニアリング株式会社 (兵庫)	
海外	ベルギー	スミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.
	韓国	スミトモ セイカ ポリマーズ コリア カンパニー リミテッド
	シンガポール	スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド
	韓国	住精ケミカル株式会社
	中国	住精科技 (揚州) 有限公司
	台湾	台湾住精科技 (股) 有限公司
	中国	住友精化貿易 (上海) 有限公司
	シンガポール	スミトモ セイカ アジア パシフィック プライベート リミテッド
	アメリカ	スミトモ セイカ アメリカ インコーポレーテッド

(8) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,196名	+64名

(注) 企業集団外への出向者は除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
879名	+2名	37.7歳	16.3年

(注) 出向者は除いております。

(9) 主要な借入先 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入額 (残高)
	百万円
株式会社三井住友銀行	8,727
三井住友信託銀行株式会社	4,809
農林中央金庫	4,809

(10) 重要な子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
スミトモセイカヨーロッパ S.A./N.V.	千ユーロ 64,885	100.00	高吸水性樹脂・化学品等の販売
スミトモセイカポリマーズ コリアカンパニーリミテッド	百万ウォン 55,000	100.00 (10.00)	高吸水性樹脂の製造・販売
スミトモセイカシンガポール プライベートリミテッド	千シンガポールドル 43,013	80.00	高吸水性樹脂の製造
住精ケミカル株式会社	百万ウォン 20,782	100.00	エレクトロニクスガスの製造・販売
住精科技(揚州)有限公司	百万円 1,200	100.00	エレクトロニクスガスの製造
台湾住精科技(股)有限公司	百万台湾ドル 220	100.00	エレクトロニクスガスの製造・販売
住友精化貿易(上海)有限公司	百万円 145	100.00	高吸水性樹脂・ガス製品等の販売
スミトモセイカアジアパシフィック プライベートリミテッド	千米ドル 800	100.00	高吸水性樹脂・化学品等の販売
セイカテクノサービス株式会社	百万円 50	100.00	各種サービス業務
セイカエンジニアリング株式会社	百万円 45	100.00	各種化学装置の製作
スミトモセイカアメリカ インコーポレーテッド	千米ドル 300	100.00	高吸水性樹脂・化学品等の販売

(注) 議決権比率欄の()内は、当社の子会社の議決権比率を内数で示しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 69,864,854株
 (3) 株主数 5,039名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
住 友 化 学 株 式 会 社	20,978 ^{千株}	30.42 [%]
JP MORGAN CHASE BANK 385632	4,493	6.52
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,800	4.06
三井住友信託銀行株式会社	2,417	3.50
住友生命保険相互会社	1,551	2.25
三井住友海上火災保険株式会社	1,434	2.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,359	1.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,186	1.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,112	1.61
多 木 化 学 株 式 会 社	1,032	1.50

(注) 持株比率は自己株式(902,251株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 (社長執行役員を兼務)	上 田 雄 介	
代 表 取 締 役 (常務執行役員を兼務)	足 立 巳津二	知的財産、R C、品質保証、技術、エンジニアリング、吸水性樹脂部門統括
取 締 役 (常務執行役員を兼務)	河 本 二 郎	経理企画、情報システム統括
取 締 役 (常務執行役員を兼務)	山 本 恭 史	吸水性樹脂部門担当
取 締 役 (常務執行役員を兼務)	宮 竹 賢 一	機能化学品部門統括
取 締 役 (常務執行役員を兼務)	村 瀬 繁 樹	ガス部門統括
取 締 役 (執行役員を兼務)	濱 谷 和 弘	内部監査、物流購買統括、総務人事室長
取 締 役	野 崎 邦 夫	住友化学株式会社 代表取締役
取 締 役	勝 木 保 美	勝木公認会計士事務所 公認会計士、西日本旅客鉄道株式会社 社外監査役、サカティンクス株式会社 社外取締役
取 締 役	川 崎 全 司	川崎法律事務所 弁護士、田岡化学工業株式会社 社外取締役
監 査 役 (常勤)	辻 谷 敏 秀	
監 査 役	長 松 謙 哉	住友化学株式会社 監査役 (常勤)
監 査 役	水 戸 信 彰	住友化学株式会社 執行役員
監 査 役	三 浦 州 夫	河本・三浦・平田法律事務所 弁護士、旭情報サービス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち野崎邦夫、勝木保美および川崎全司の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち長松謙哉、水戸信彰および三浦州夫の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役勝木保美、川崎全司および監査役三浦州夫の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

4. 濱谷和弘、野崎邦夫および川崎全司の各氏は、平成27年6月25日開催の第102回定時株主総会におきまして、新たに取締役を選任され、就任いたしました。
5. 長松謙哉および水戸信彰の各氏は、平成27年6月25日開催の第102回定時株主総会におきまして、新たに監査役を選任され、就任いたしました。
6. 平成27年8月27日付で、取締役の担当を以下のとおり変更いたしました。

地 位	氏 名	担 当
代表取締役 常務執行役員	足 立 巳津二	知的財産、RC、品質保証、技術、エンジニアリング、吸水性樹脂部門統括
取締役 常務執行役員	山 本 恭 史	吸水性樹脂部門担当

7. 当期中に退任した取締役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏 名	退任時の担当および重要な兼職の状況
取 締 役	廣 野 泰 三	総務人事、内部監査、物流購買統括
取 締 役	羽多野 憲 一	
監 査 役	赤 坂 貴 夫	住友化学株式会社 監査役
監 査 役	岡 村 一 美	

(平成27年6月25日付で取締役廣野泰三および羽多野憲一の各氏は任期満了により退任、監査役赤坂貴夫および岡村一美の各氏は辞任)

(2) 取締役および監査役の員数および報酬等の総額

区 分	員 数	支 給 額
取締役	12名	216百万円
監査役	6名	31百万円
合 計	18名	247百万円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬額は年額3億6千万円以内、監査役の報酬額は年額6千万円以内とし（平成19年6月28日開催の第94回定時株主総会決議）、うち社外取締役分は2千万円以内であります（平成27年6月25日開催の第102回定時株主総会決議）。
2. 上記の取締役および監査役の員数および支給額には、平成27年6月25日開催の第102回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名および監査役2名を含んでおります。

(ご参考) 執行役員（取締役兼務者を除く）は、次のとおりであります。

(平成28年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	荒 木 英 一	機能化学品部門特命事項担当
常務執行役員	白 井 秀 樹	機能化学品部門担当、機能化学品事業部長
執行役員	五 田 博	R C室長兼品質保証室長
執行役員	辻 安 彦	ガス事業部副事業部長
執行役員	重 田 裕 基	知的財産担当、技術室長兼エンジニアリング室長
執行役員	林 俊 夫	ガス事業部長
執行役員	榊 本 弘 信	吸水性樹脂事業部担当、技術企画室長

(3) 社外役員の状況

① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

社外役員の重要な兼職の状況は、13頁に記載のとおりであります。

社外取締役野崎邦夫および社外監査役水戸信彰の各氏の各々の兼職先である住友化学株式会社は、当社の主要な仕入先です。

社外取締役勝木保美および川崎全司ならびに社外監査役三浦州夫の各氏の各々の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	野 崎 邦 夫	当期開催の取締役会に出席し(13回のうち12回)、主に経営全般について豊富な経験から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っております。
取締役	勝 木 保 美	当期開催の取締役会に出席し(16回のうち14回)、公認会計士としての専門的見地から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っております。
取締役	川 崎 全 司	当期開催の取締役会に出席し(13回のうち12回)、弁護士としての専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。
監査役	長 松 謙 哉	当期開催の取締役会および監査役会に出席し(取締役会13回のうち11回、監査役会13回のうち12回)、主に会社の経営管理について豊富な経験から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っております。
監査役	水 戸 信 彰	当期開催の取締役会および監査役会に出席し(取締役会13回のうち12回、監査役会13回のうち12回)、主に経営についての専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。
監査役	三 浦 州 夫	当期開催の取締役会および監査役会に出席し(取締役会16回のうち16回、監査役会19回のうち19回)、弁護士としての専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

④ 社外役員の員数および報酬等の総額

	員 数	報酬等の総額
社外役員の報酬等の総額	9 名	19 百万円

(注) 上記の社外役員の員数および報酬等の総額には、平成27年6月25日開催の第102回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名および監査役2名を含んでおります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

内 容	支 払 額
報酬等の額	37百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	43百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である国際財務報告基準（IFRS）の導入に関する指導・助言業務を委託いたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人の独立性、その職務の遂行状況等に鑑み、会計監査人が継続して職務を遂行することに関し重大な疑義が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任について株主総会に提出する議案の内容を決定する方針です。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、上記体制の基本方針につき、次のとおり決議しております。

(1) 基本的考え方

当社は、社会との共存共栄を基本方針とし、化学の分野で世界に通じる独創的な技術を開発し、特色のある質の高い製品を国内外へ供給することにより、社会の発展に貢献することを経営の基本方針として、法令等の遵守（コンプライアンス）、品質保証と環境安全を重点課題として事業活動を行う。これら課題の達成のために内部統制システムを整備する。

(2) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令および定款に基づき、会社の機関として、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。
- ② 取締役は、法令および定款ならびに株主総会の決議を遵守し、取締役が負うべき善良な管理者としての注意を払う義務および忠実にその職務を行う義務を負う。取締役会は、取締役会において決定した「内部統制システム」に関する基本方針に従い、取締役が適切に「内部統制システム」を構築し、それを運用しているかを監督する義務を負う。
- ③ 取締役は、使用人が行う業務の適正、有効性を検証するため、内部監査部門を設置するとともに、重要な損失の危険（リスク）のある業務、部署またはシステム等については、特別な管理または監査を行うための対策を講ずる。さらに、監査役、会計監査人、内部監査部門等の監査による指摘事項に対しては、被監査部門等において一定期間内に適切な改善策をとることとする。
- ④ 取締役は、財務情報その他会社情報を適正かつ適時に開示するために必要な体制を整備する。

(3) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制

「内部統制システム」に関する基本方針に基づき、当社内部統制システムを統括するため、内部統制委員会を置くとともに、下記事項を推進する。

- ① 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
当社は、文書（電磁的方法により記録したものを含む）の保存期間、管理の方法その他についての規程を策定し、当該規程に従い情報を適切に保存および管理する。

② リスク管理に関する規程その他体制

- 1) 当社は、当社の経営上のリスクの評価および未然防止対策、緊急事態の把握、当社経営に対する影響の最小化を定めた規程を整備する。
- 2) 当社は、リスクマネジメントについて、当社経営（子会社を含む）におけるリスクの把握、その当社経営に及ぼす影響度、重要性およびその回避策等を審議する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、各取締役および各執行役員の方掌業務を十分確認したうえで、職務分掌および指揮命令に関する規程に基づく効率的な業務執行（電子化を含む）を行うとともに、経営情報システムを構築して、経営情報の迅速かつ適正な把握に努める。

④ 使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人によるコンプライアンスの体制確立、法令違反行為の予防、法令違反行為が発見された場合における対処方法および是正措置を実施するため、規程、組織および制度を整備する。

⑤ 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

(4) 当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、子会社と基本的考え方を共有し、子会社からの報告体制および効率性確保の体制、ならびにグループ全体としてのリスク管理体制およびコンプライアンス体制を確立するために、規程および制度を整備する。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項および補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 取締役は、監査役の求めに応じて補助使用人を置く。
- 2) 取締役は、補助使用人の取締役からの独立性を確保する。
- 3) 取締役は、補助使用人に対する監査役の指示の実効性を確保する。
- 4) 取締役は、前三号のために必要な規程および制度を整備する。

- ② 取締役、使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役への報告を理由とした不利な扱いを受けないことを確保するための体制
 - 1) 取締役、使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項について、適宜、監査役へ報告を行う。
 - 2) 取締役は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過およびその結果について、監査役へ報告を行う。
 - 3) 取締役は、使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者による監査役への報告を理由として、それらの者に対して不利な扱いを行わない。
- ③ 監査役の職務の執行にかかる費用等の処理に関する事項
当社は、監査役の職務の執行にかかる費用および債務を適切に負担する。
- ④ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況等について意見を交換し、相互認識を深める。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況

- ① 監査体制の充実強化およびコーポレート・ガバナンスの向上を図るため、監査役4名（監査役(常勤)1名、社外監査役3名)体制を構築している。また、一般株主保護のため、証券取引所の定めに基づく独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役または社外監査役）を3名（独立社外取締役2名、独立社外監査役1名）指名し、証券取引所に届け出ている。
- ② 1) 取締役会は、内部統制システム整備の基本方針に基づく運用の状況につき、担当取締役から報告を受けている。
2) 内部統制システムの一層の充実を図るため、取締役をメンバーとする内部統制員委員会を設置し、同委員会がリスク・コンプライアンス委員会（リスクマネジメント、法

令遵守（コンプライアンス）を所管）、およびRC（レスポンシブル・ケア）委員会（安全・環境・品質を所管）を統括している。

- ③ 1)課長以上の役職員については、コンプライアンスに係る誓約書の提出を義務付け、コンプライアンスにかかる社内通報制度も整備している。
2)内部監査室、RC室は所管する事項につき当社グループの内部監査を実施するとともに、監査結果については、所定の期間内の改善措置を実施している。
- ④ 1)財務情報その他会社情報の適正・適時開示体制については、証券取引所に対して「コーポレート・ガバナンス報告書」により適時開示体制の概要を公表するとともに、所要の社則「内部者取引管理規程」等を制定し、組織対応を実施している。なお、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の制度（J-SOX）に関しても、適切に対応している。
2)「企業内容等の開示に関する内閣府令」改正に伴い、「役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」を決定し、開示している。

(2) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況

- ① 1)文書取扱規程および電子情報管理ガイドラインおよび経理規程等に基づき、適切に保存、管理を実施している。
2)基幹業務システムにより経営資源の最適化を図っている。
- ② リスク・緊急事態規程を制定し、緊急事態に対しては、緊急事態対策本部を速やかに設置、対応する体制をとり、リスク管理に関しては、内部統制委員会が統括し、リスク・コンプライアンス委員会ならびにRC委員会のもとで、当社グループとしての対策を立案、推進している。事故対策として、BCP（事業継続計画）の観点を取り入れた全社事故対策本部マニュアルを策定している。なお、別府工場で2016年2月に当該マニュアルに基づく模擬訓練を実施した。
- ③ 1)所要の社則「事務章程」、「決裁規程（決裁基準表）」により職務を執行するとともに、業績目標を適切に定め、その進捗を管理している。
2)執行役員制度に基づき業務執行を行っている。
3)社外取締役の責任の範囲を明確にし、その職責を十分に果たすための一助として、社外取締役との責任限定契約を締結している。
- ④ リスク・コンプライアンス委員会およびRC委員会を定期的開催し、当社グループのコンプライアンス状況を報告し、当社グループのコンプライアンス体制の充実に向け、

全社法令マップの維持ならびに教育等に注力している。

- ⑤ 1)内部統制システム整備の基本方針により反社会的勢力排除の方針を明確にしている。
- 2)取引において、反社会的勢力排除の書面合意の推進ならびに取引前審査の周知徹底を図っている。

(3) 当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況

- 1)当社グループ会社とは、定期的会合を開催し、当社と各グループ会社の経営方針を確認するとともに、関係会社規程の整備、見直しを行い、リスク管理およびコンプライアンスについては適宜、十分な相談および指導の実施により対応している。
- 2)関係会社に関しては、全社の総合力を発揮しグループ全体で経営成果の最大化を図る体制を整えるべく、リスク管理の観点も踏まえ、運営ルールを明確にしている。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

- ① 1)監査役との定期的な意見交換を行うことで、その要望を把握する体制をとっている。
- 2)監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するため、監査役の指揮命令を受け、監査役の職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置き、取締役からの独立性を担保する社内規程を制定している。
- ② 1)取締役会、役員連絡会、経営会議出席、内部統制委員会および内部監査報告会への出席、重要な決裁伺閲覧による報告をルール化し、取締役および使用人が監査役の要請に応じ、適宜報告する体制をとっている。
- 2)監査役への報告を理由とした不利な扱いを受けないことを宣言している。
- ③ 監査役の職務の執行にかかる費用等の処理に関する事項
調査費用、研修費等の監査役の職務執行に要する費用について、適切な範囲で負担している。
- ④ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1)監査役とは、代表取締役および関係役員が、当社および当社グループの状況につき会合し、意見交換を実施している。
- 2)社外監査役の責任の範囲を明確にし、その職責を十分に果たすための一助として、社外監査役との責任限定契約を締結している。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元をはじめとした剰余金の配当等を機動的に実施するため、定款により剰余金の配当等の決定機関を取締役会としております。

当社は、剰余金の配当に関しては、株主還元を経営上の最重要課題の一つと考え、各期の収益状況をベースに、安定的な配当実施および今後の事業展開に備えるための内部留保などを勘案して決定することを基本としております。

また、内部留保につきましては、業績の向上と経営基盤の強化につながる生産体制拡充、コスト競争力の強化および市場ニーズに対応した製品の研究開発に投資してまいります。

(注) 本事業報告に記載しております数字は、金額および株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	52,417	流動負債	25,745
現金及び預金	14,622	買掛金	10,059
受取手形及び売掛金	19,879	短期借入金	10,672
商品及び製品	12,205	1年内返済予定の長期借入金	236
仕掛品	347	リース債務	75
原材料及び貯蔵品	2,184	未払法人税等	1,515
繰延税金資産	596	賞与引当金	768
その他	2,586	その他	2,418
貸倒引当金	△5	固定負債	22,700
固定資産	52,159	長期借入金	21,036
有形固定資産	47,272	リース債務	122
建物及び構築物	12,297	繰延税金負債	65
機械装置及び運搬具	13,048	退職給付に係る負債	1,475
土地	3,182	負債合計	48,445
リース資産	6,854	(純資産の部)	
建設仮勘定	10,596	株主資本	51,012
その他	1,292	資本金	9,698
無形固定資産	207	資本剰余金	7,539
ソフトウェア	201	利益剰余金	34,035
その他	6	自己株式	△259
投資その他の資産	4,679	その他の包括利益累計額	2,535
投資有価証券	1,124	その他有価証券評価差額金	329
退職給付に係る資産	749	為替換算調整勘定	2,486
繰延税金資産	1,821	退職給付に係る調整累計額	△280
その他	1,094	非支配株主持分	2,582
貸倒引当金	△110	純資産合計	56,130
資産合計	104,576	負債・純資産合計	104,576

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	87,003
売上原価	66,038
売上総利益	20,965
販売費及び一般管理費	13,560
営業利益	7,404
営業外収益	
受取利息及び配当金	121
その他	70
営業外費用	
支払利息	220
為替差損	935
その他	111
経常利益	6,329
特別利益	
固定資産売却益	23
投資有価証券売却益	30
特別損失	
固定資産除却損	165
税金等調整前当期純利益	6,218
法人税、住民税及び事業税	2,105
法人税等調整額	△217
当期純利益	4,330
非支配株主に帰属する当期純利益	316
親会社株主に帰属する当期純利益	4,013

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	9,698	7,539	31,056	△258	48,034
当 期 中 の 変 動 額					
剰余金の配当	—	—	△1,034	—	△1,034
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	4,013	—	4,013
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期中の変動額合計	—	—	2,979	△0	2,978
当 期 末 残 高	9,698	7,539	34,035	△259	51,012

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累 計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	524	4,309	254	5,088	2,442	55,565
当 期 中 の 変 動 額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△1,034
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	4,013
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	△194	△1,823	△534	△2,552	140	△2,412
当期中の変動額合計	△194	△1,823	△534	△2,552	140	565
当 期 末 残 高	329	2,486	△280	2,535	2,582	56,130

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	29,742	流動負債	17,100
現金及び預金	1,329	買掛金	7,388
受取手形	45	短期借入金	5,650
売掛金	17,457	リース負債	0
商品及び製品	6,285	未払金	897
仕掛品	186	未払費用	300
原材料及び貯蔵品	1,857	未払法人税等	1,116
前渡金	0	前受り金	40
前払費用	162	預り金	923
繰延税金資産	404	賞与引当金	705
短期貸付金	110	その他の	77
未収入金	709	固定負債	21,511
貸倒引当金	1,194	長期借入金	20,800
	△0	退職給付引当金	711
固定資産	53,906	負債合計	38,611
有形固定資産	26,123	(純資産の部)	
建物	7,824	株主資本	44,740
構築物	2,835	資本金	9,698
機械及び装置	11,188	資本剰余金	7,539
車両運搬具	10	資本準備金	7,539
工具、器具及び備品	901	利益剰余金	27,762
土地	3,182	利益準備金	773
リース資産	0	その他利益剰余金	26,989
建設仮勘定	180	固定資産圧縮積立金	47
無形固定資産	201	別途積立金	19,500
ソフトウェア	197	繰越利益剰余金	7,442
その他の	4	自己株式	△259
投資その他の資産	27,581	評価・換算差額等	297
投資有価証券	1,036	その他有価証券評価差額金	297
関係会社株式	17,762		
関係会社出資金	1,345		
長期貸付金	5,637		
長期前払費用	454		
前払年金費用	451		
繰延税金資産	841		
その他	162		
貸倒引当金	△110		
資産合計	83,649	純資産合計	45,037
		負債・純資産合計	83,649

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	64,147
売上原価	47,187
売上総利益	16,960
販売費及び一般管理費	10,167
営業利益	6,793
営業外収入	19
受取配当金	220
受取の他	46
営業外費用	
支払替の利息	178
支為替の損	419
その他	38
経常利益	6,443
特別利益	
固定資産売却益	23
投資有価証券売却益	30
特別損失	
固定資産除却損	160
税引前当期純利益	6,336
法人税、住民税及び事業税	1,707
法人税等調整額	265
当期純利益	4,364

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金(※)	利 益 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	9,698	7,539	773	23,659	24,432	△258	41,410	509	41,920
当 期 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△1,034	△1,034	—	△1,034	—	△1,034
当 期 純 利 益	—	—	—	4,364	4,364	—	4,364	—	4,364
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△0	△0	—	△0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	△212	△212
当期中の変動額合計	—	—	—	3,329	3,329	△0	3,329	△212	3,117
当 期 末 残 高	9,698	7,539	773	26,989	27,762	△259	44,740	297	45,037

(※)その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	特別償却 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	合 計
当 期 首 残 高	37	48	16,000	7,573	23,659
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△1,034	△1,034
特別償却準備金の取崩	△37	—	—	37	—
固定資産圧縮積立金の積立	—	1	—	△1	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	△2	—	2	—
別途積立金の積立	—	—	3,500	△3,500	—
当 期 純 利 益	—	—	—	4,364	4,364
当期中の変動額合計	△37	△1	3,500	△131	3,329
当 期 末 残 高	—	47	19,500	7,442	26,989

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

住友精化株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 林 利 朗 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 野 友 之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友精化株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友精化株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

住友精化株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮 林 利 朗 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 野 友 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友精化株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

住友精化株式会社 監査役会

監査役(常勤) 辻谷敏秀 ㊟

社外監査役 長松謙哉 ㊟

社外監査役 水戸信彰 ㊟

社外監査役 三浦州夫 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役10名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（10名）は任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

<p>候補者 番号 1</p>	<p>うえ だ ゆう すけ 上田雄介 昭和25年8月25日生</p> <p>【所有する当社株式数】 35,000株</p> <p>再任</p>	<p>【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】 昭和49年4月 住友化学工業株式会社入社 平成15年6月 同社執行役員 平成18年6月 同社常務執行役員 平成20年6月 同社取締役常務執行役員 当社取締役 平成21年3月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現在に至る）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 企業法務に関する長年の経歴を有しており、平成20年6月に当社社外取締役に就任し、平成21年3月からは当社社長を務めております。経営についての専門的知識・経験と見識をいかし、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者いたしました。</p>
<p>候補者 番号 2</p>	<p>みや たけ けん いち 宮竹賢一 昭和27年11月4日生</p> <p>【所有する当社株式数】 20,000株</p> <p>再任</p>	<p>【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】 昭和50年4月 住友化学工業株式会社入社 平成22年8月 同社主幹、住化電子材料科技（無錫）有限公司出向兼任住化電子材料科技（上海）有限公司出向兼任住化電子管理（上海）有限公司出向 平成24年4月 同社主幹、情報電子化学部門 平成24年11月 同社退職 平成25年1月 当社入社 平成25年3月 常務執行役員（機能化学品部門担当） 平成25年6月 取締役常務執行役員（精密化学品部門、機能化学品部門統括） 平成27年4月 取締役常務執行役員（機能化学品部門統括）（現在に至る）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 化学品事業に関するグローバル営業および海外子会社経営に関する長年の経歴を有し、平成25年6月からは当社取締役を務めております。これにより培われた専門的知識・経験と見識をいかし、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者いたしました。</p>

候補者 番号 3	むら せ しげ き 村瀬 繁 樹 昭和28年12月29日生 【所有する当社株式数】 23,000株 再任	【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】 昭和51年4月 当社入社 平成13年6月 エンジニアリング事業部業務部長 平成13年10月 エンジニアリング事業部業務部長兼セイカエンジニアリング株式会社業務部長 平成17年4月 スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド Managing Director 平成20年2月 精密化学品事業部業務部長 平成20年4月 精密化学品事業部業務部長兼機能化学品事業部業務部長 平成21年6月 理事機能化学品部門業務部長 平成22年6月 理事ガス部門業務部長 平成23年6月 執行役員ガス事業部長 平成25年6月 取締役執行役員ガス部門統括 平成27年6月 取締役常務執行役員ガス部門統括（現在に至る）
		【取締役候補者とした理由】 化学品に関する営業経験、海外子会社経営および当社事業部門の運営に携わった経歴を有し、平成25年6月からは取締役に務めております。これにより培われた専門的知識・経験と見識をいかし、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者いたしました。

候補者 番号 4	はま たに かず ひろ 濱谷 和 弘 昭和34年3月7日生 【所有する当社株式数】 14,000株 再任	【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】 昭和56年4月 当社入社 平成17年6月 精密化学品事業部機能製品部長 平成19年10月 機能化学品事業部部長 平成20年6月 総務人事室部長 平成24年6月 理事総務人事室部長 平成25年6月 執行役員総務人事室長 平成27年6月 取締役執行役員内部監査、物流購買統括、総務人事室長（現在に至る）
		【取締役候補者とした理由】 化学品の生産販売研究に携わり、その後に総務人事室部長を務めた経歴を有し、平成25年から執行役員、平成27年6月からは取締役に務めております。これにより培われた専門的知識・経験と見識をいかし、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者いたしました。

候補者 番号 5	むら こし まさる 村越 傑 昭和33年12月28日生 【所有する当社株式数】 10,000株 新任	【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】 昭和57年4月 当社入社 平成17年1月 台湾住精科技股份有限公司総経理 平成19年6月 機能樹脂事業部業務部長 平成19年10月 機能化学品事業部業務部長 平成20年4月 経理部長 平成24年8月 経理企画室部長 平成27年6月 理事経理企画室長（現在に至る）
		【取締役候補者とした理由】 グローバル営業、海外子会社経営および経理企画室長の経歴を有しております。これにより培われた専門的知識・経験と見識をいかし、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者としていたしました。

候補者 番号 6	しげ た ひろ もと 重田 裕基 昭和35年12月4日生 【所有する当社株式数】 10,000株 新任	【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】 昭和61年4月 当社入社 平成18年6月 技術室生産技術部長 平成20年2月 技術室部長 平成20年6月 姫路工場長 平成22年2月 別府工場長兼製造部長 平成24年6月 理事別府工場長 平成26年6月 執行役員知的財産担当、技術室長兼エンジニアリング室長（現在に至る）
		【取締役候補者とした理由】 生産部門に携わった長年の経歴、技術室部長および工場長の経歴を有し、平成26年からは執行役員を務めております。これにより培われた専門的知識・経験と見識をいかし、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者としていたしました。

候補者 番号 7	ます もと ひろ のぶ 榎本弘信 昭和36年9月1日生 【所有する当社株式数】 11,000株 新任	【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】 昭和62年4月 当社入社 平成17年10月 スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド Director 平成22年2月 姫路工場長 平成24年6月 理事姫路工場長 平成27年6月 執行役員吸水性樹脂事業部担当、技術企画室長（現在に至る）
		【取締役候補者とした理由】 吸水性樹脂の生産技術における長年の経歴および国内外での工場長の経歴を有し、平成27年からは執行役員を務めております。これにより培われた専門的知識・経験と見識をいかし、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者としていたしました。

候補者 番号 8	の ざき くに お 野崎邦夫 昭和31年10月29日生 【所有する当社株式数】 0株 再任 社外 在任期間 1年	【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】 昭和54年4月 住友化学工業株式会社入社 平成19年6月 同社執行役員 平成21年4月 同社常務執行役員 平成21年6月 当社社外監査役 平成24年6月 当社社外監査役退任 平成26年4月 住友化学株式会社専務執行役員 平成26年6月 同社代表取締役専務執行役員（現在に至る） 平成27年6月 当社社外取締役（現在に至る）
		【社外取締役候補者とした理由】 住友化学株式会社経理担当役員の経歴を有し、平成21年6月から平成24年6月まで当社社外監査役を務め、平成27年6月から当社社外取締役を務めております。これにより培われた経営についての専門的知識・経験と見識をいかしていただくことにより、当社の経営体制を強化することが期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものです。

7. 野崎邦夫氏、勝木保美氏および川崎全司氏の各氏と当社との間で、会社法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計であります。
8. 在任期間は、本定時株主総会終結時点のものとなります。

第2号議案 監査役3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役辻谷敏秀氏、監査役長松謙哉氏および監査役水戸信彰氏が任期満了により退任することに伴い、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号 1	みち ばた まもる 道 簀 守 昭和34年 3 月28日生 【所有する当社株式数】 15,000株 新任	【略歴、地位および重要な兼職の状況】 昭和57年 4 月 当社入社 平成20年 6 月 総務人事室部長（法務）（現在に至る） 【監査役候補者とした理由】 長年企業法務やリスクコンプライアンスに携わった経歴を有しております。これにより培われた専門的知識・経験と見識をいかすことにより、当社の監査体制をより強化することが期待できるため、監査役候補者としたしました。
候補者 番号 2	なが まつ けん や 長 松 謙 哉 昭和26年11月 5 日生 【所有する当社株式数】 0株 再任 社外 在任期間 1 年	【略歴、地位および重要な兼職の状況】 昭和50年 4 月 住友化学工業株式会社入社 平成21年 6 月 同社愛媛工場副工場長 平成23年 6 月 同社監査役（現在に至る） 平成27年 6 月 当社監査役（現在に至る） 【社外監査役候補者とした理由】 平成23年6月から住友化学株式会社監査役を務め、平成27年6月から当社社外監査役を務めております。これにより培われた経営管理に関する専門的知識・経験と見識を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

候補者 番号 3	み と のぶ あき 水戸信彰 昭和35年 8月 4日生 【所有する当社株式数】 0株	【略歴、地位および重要な兼職の状況】 昭和60年 4月 住友化学工業株式会社入社 平成25年 4月 同社知的財産部長 平成26年 4月 同社理事知的財産部長 平成27年 4月 同社執行役員知的財産部長 平成27年 6月 当社監査役（現在に至る） 平成28年 4月 住友化学株式会社執行役員企画部長（現在に至る）
	再任 社外 在任期間 1年	【社外監査役候補者とした理由】 平成27年6月から当社社外監査役を務めております。これにより培われた経営管理に関する専門的知識・経験と見識を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 長松謙哉氏および水戸信彰氏は、社外監査役候補者であります。
3. 長松謙哉氏は、現在当社の主要仕入先である住友化学株式会社の監査役であり、また、過去5年間に同社の業務執行者でありました。
4. 水戸信彰氏は、現在当社の主要仕入先である住友化学株式会社の執行役員であります。
5. 長松謙哉氏および水戸信彰氏の各氏と当社との間で、会社法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法425条第1項各号に定める金額の合計額であります。
6. 在任期間は、本定時株主総会終結時点のものとなります。

第3号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、投資家様の利便性向上のため、「売買単位の集約に向けた行動計画（平成19年11月27日公表）」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位を100株に統一するための取組みを進めていますが、このたび、100株単位への移行期限を平成30年10月1日と決定いたしました。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、平成28年5月11日開催の取締役会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することを決議いたしました。併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にするとともに、発行済株式の総数の適正化を図るため、株式の併合を実施するものであります。

2. 併合の割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、併合の結果、1株に満たない端数が生ずるときは、会社法第235条に基づき一括して処

分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式の併合がその効力を生じる日

平成28年10月1日

4. 上記3の日における発行可能株式総数

40,000,000株

5. その他

その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(ご参考)

会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに従い、定款一部変更の決議を経ずに、平成28年10月1日付で定款変更が行われます。なお、変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>2億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>4千万株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

なお、「単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A」を、次項に掲載しておりますので、ご覧ください。

(ご参考)

単元株式の変更および株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画（平成19年11月27日公表）に基づき、すべての国内上場会社の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目標にした取組みを進めており、その期限を平成30年10月1日にすることを平成27年12月17日に公表いたしました。以上を踏まえ、今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、数個の株式を合わせてそれよりも少数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

この株式併合により、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にするとともに、発行済株式総数の適正化を図ることができると考えております。

Q 3. 資産価値への影響はありますか？

A 3. 株式併合は、各株主様の所有株式数を一律・按分比例的に減少させるものですし、株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向などの要因を別とすれば、株主の皆様がお持ちの株式の資産価値が変わるものではありません。

例えば、現在1,000株お持ちの方の株式数は200株となりますが、1株当たりの純資産額は5倍になりますので、資産価値に変動はありません。

Q 4. 受け取る配当金への影響はありますか？

A 4. 株主様の所有株式数は5分の1になりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、今後の業績の変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきま

しては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q5. 最低投資金額への影響はありますか？

A5. 理論上ですが、最低投資金額は半分になります。

Q6. 所有している株式と議決権はどのようになりますか？

A6. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成28年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生の前後で、所有株式数および所有議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	1,872株	1個	374株	3個	0.4株
例②	1,000株	1個	200株	2個	なし
例③	999株	なし	199株	1個	0.8株
例④	498株	なし	99株	なし	0.6株
例⑤	1株	なし	なし	なし	0.2株

株式併合の結果、1株未満の端株が生じた場合（上記の例①、③、④、⑤のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払させていただきます。なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続をご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

また、効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合（上記の例⑤のような場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q7. 株主は何か手続が必要ですか？

A7. 株主様が、当社や証券会社に対して、特段の手続が必要になることはありません。

(ただし、ご所有株式数が5株未満の場合は、株式併合により1株未満の端数株式となるため、これを当社がまとめて処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払させていただきます。)

Q8. 株式併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか？

A8. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。

具体的なお手続につきましては、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q9. 今後はどのようなスケジュールになりますか？

A9. 次のとおり予定しております。

平成28年6月28日 定時株主総会決議日

平成28年9月27日 1,000株単位での売買最終日

平成28年9月28日 100株単位での売買開始日

平成28年10月1日 単元株式数の変更および株式併合の効力発生日

平成28年11月中旬 株式割当通知の発送

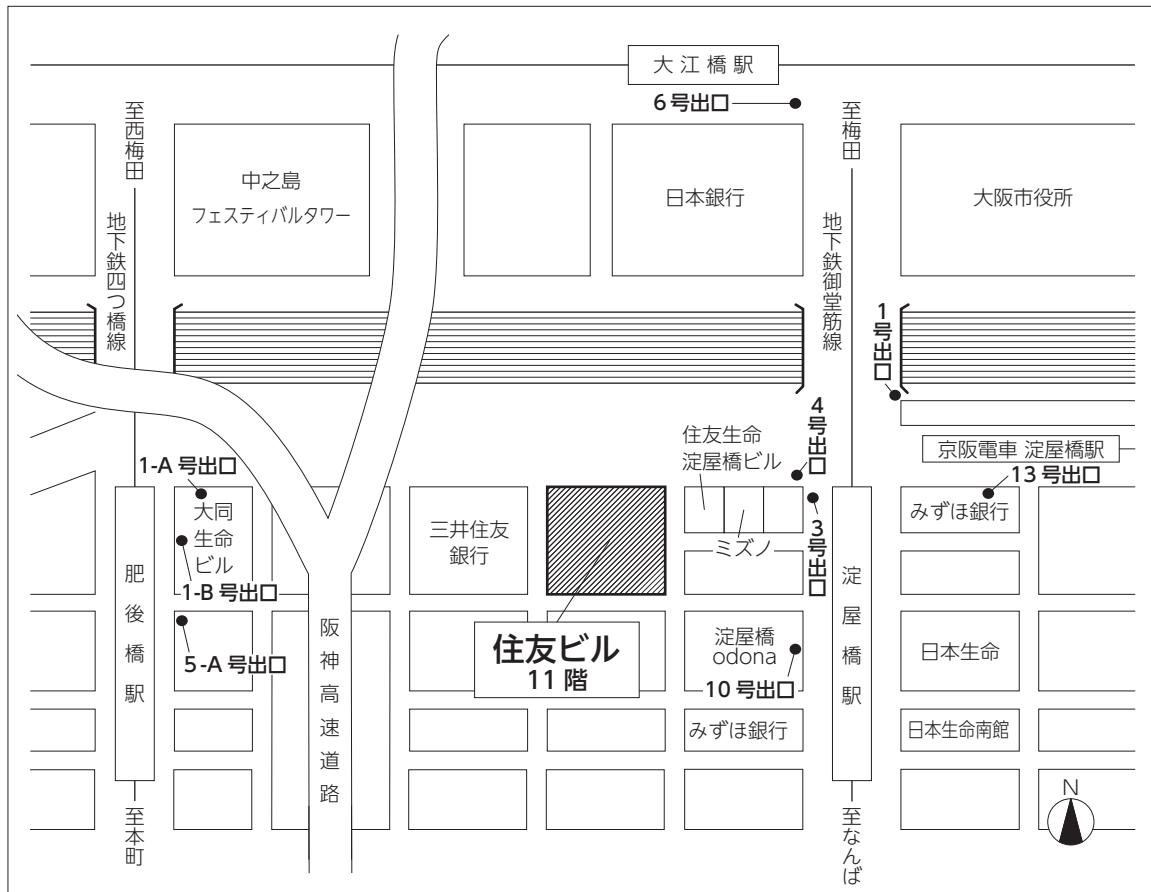
平成28年12月上旬 端数株式相当分の処分代金のお支払い

※ 当社の株主名簿管理人：三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (0120-782-031 (通話料無料))

以上

株主総会会場ご案内図

(大阪市中央区北浜4丁目5番33号 住友ビル11階大会議室)
電話 06-6220-8508



- | | | | |
|------|----------|-----------------------|-----------------|
| 御堂筋線 | 淀屋橋駅 北改札 | ⇒3号出口/4号出口 | (徒歩3分) |
| | | 中南改札 | ⇒10号出口 (徒歩3分) |
| 京阪電鉄 | 淀屋橋駅 | ⇒13号出口 | (徒歩4分) (地下通路経由) |
| 京阪電鉄 | 大江橋駅 | ⇒6号出口 | (徒歩5分) |
| 四つ橋線 | 肥後橋駅 北改札 | ⇒1-A号出口/5-A号出口/1-B号出口 | (徒歩6分) |

※今回から会場を大阪に変更いたしております。また、本年から、お土産はとりやめさせていただきます。なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。